

(執筆)北野浩一

「開発途上国のファミリービジネス」研究会(主査:星野妙子)  
第7回研究会 議事録

- ・ 日時 平成14年 11月16日 15時~18時
- ・ 場所 中央大市ヶ谷キャンパス 1210会議室
- ・ 出席者(敬称略) (内部)星野妙子、北野浩一、佐藤百合、東茂樹  
川上桃子、安部誠、近田亮平、  
(外部)小池洋一、末廣昭、竹内恒理
- 欠席者 坂口安紀、渡邊真理子、荒神衣美
- ・ 配布資料
  - ・ 「資料集の形式について(1)」「第1章メキシコ」(星野主査)
  - ・ 「アルゼンチンのファミリー・ビジネス」資料 ~ (竹内委員)

・ 議題1.「資料集の形式について」 報告: 星野主査

星野主査より「資料集」の体裁、構成、内容に関する提案がなされた。提案については、表の形式、および「基本的な制度」内容の表題を「企業統治構造」から「会社形態/会社の統治」とする他は、特に質問、異議はなし。企業統治機構については、来月までに各国の現地語と英語を提出し、表記を検討することが決められた。

議題2.「アルゼンチンのファミリー・ビジネス」

アルゼンチンには、10万から12万の企業があり、うち75%は家族経営となっていて、GDPの40%から42%を占める。家族経営企業のうち20%が株式会社形態をとっている。70%の家族経営企業が一世代で消滅。85%が操業時期に26歳から28歳。創業から53年から57年目で家族企業の継承の危機に直面するが86%が子、孫へと受け継がれ、同業を引き継ぐが、14%は親とは別の業種を展開する。

会社法の法的枠組みは、法律19,550号が全般的な規定となっている。破産に関する規定はない。所有については、民族系企業は個人あるいはファミリーで所有していて、株式は殆どが非公開、株式も特定の個人が保有している。そのため、遺産相続もスムーズで、資金調達も同族の銀行、国営企業からの借入が容易な構造があった。株式発行による資金調達は、経営陣が株式の公開やモニタリングを好まないため、あまり行われなない。株主の議決権については、累積投票が認められている点が特徴となっている。これは少数株主の保護が目的であるといわれている。

企業統治上の企業の問題点としては、所有の集中による経営権と資金フローの矛盾や少数株主の過大なプレゼンスがある。また資金調達の面では、政治的コネクションや銀行、企業・政府間の癒着の問題が指摘できる。

( 議論 )

Techint 社に関して :

Techint 社は Ciderca 社を所有している企業で、イタリア系移民の企業として興味深い。イタリア移民の企業ネットワークは国内だけではなくメキシコなど海外にも広がりを有する。ADR に上場していて Form 20-F である程度データも入手可能であるので、ケーススタディーとしてとりあげる価値がある。

企業の集中度 :

タイに比べると、外資系の売上集中度が低い。ただし、民族系の場合、単体と連結の両方とも計上されており、ダブルカウンティングの可能性が高い。

ファミリー企業の継承について :

70%の民族企業がファミリーに継承されるというのは非常に多い。サンプル調査により創業時期や継承時期は特定できるが、継承しなかった企業については調査不可能なので、方法に疑問が残る。30年程度のスパンで2時点をとり、家族所有が継承されたかどうか、という調査は可能。

ファイナンス :

企業の投資のファイナンスは内部留保を用いたものが主であり、上場益を見込んだ一度きりの上場はありうるが、上場するのは投資資金の資金調達のためとはいえない。米国のような、株式市場を前提としたコーポレート・ガバナンスに組み込まれていると考えるべきではない。

企業の分散所有について :

アルゼンチンでは、外資系が地場企業家と組むケースが多く、また株式市場における資金調達もほとんどないため、所有の分散がおきていない。ブラジルでは、国立開発銀行による融資によって投資がファイナンスされてきたため、同様に分散化していない。インドネシアでは創業者ファミリーが喪失した後、所有は分散化する一方、経営陣の構成は不変なケースもある。少数株主保護については、株主の大衆化や経営民主主義の概念から考察されてきた。コーポレート・ガバナンスの視点が導入されたのは90年代以降である。

新たな提案 :

各国で少数株主保護、破産法がどのように制定されているか、調査をする。

## ・ 次回予定

日時 12月14日(土) 場所: アジア経済研究所

議題: 「インドネシアのファミリー・ビジネス」 報告: 佐藤委員